

令和2年（2020年）第3回 枚方市教育委員会
定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第16号 臨時代理事項の報告について （1）枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する意見について （2）職員の任期更新について （3）教職員の退職について （4）学校教育法附則第9条等の規定による令和2年度使用教科用図書採択について
2	議案第32号 枚方市ICTを活用した学校教育の考え方の策定について
3	議案第33号 枚方市学校整備計画の策定について
4	議案第34号 児童の放課後を豊かにする基本計画の策定について
5	議案第35号 枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について
6	議案第36号 枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

7	議案第37号	枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 を定める規則の制定について
8	議案第38号	枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則の制定について
9	議案第39号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について
10	議案第40号	枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則の制定 について
11	議案第41号	教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行 させることに関する協議を行うことについて
12	議案第42号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること及び教育委員会の事務 を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて
13	報告第17号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（令和元年度3月追加補正予算額（教育関係）について）の意思 決定について

○開催日時 令和2年（2020年）3月18日 午後3時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第16号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号	枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する意見について
臨時代理第25号	職員の任期更新について
臨時代理第26号	教職員の退職について
臨時代理第27号	学校教育法附則第9条等の規定による令和2年度使用教科用図書採択について

臨時代理第24号

枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する
意見について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年（2020年）3月3日

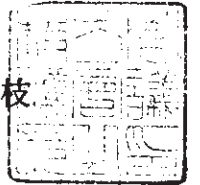
枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚 議 第 9 1 1 号
令和2年(2020年)2月26日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉 様

枚方市議会議長
前 田 富 枝



枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に
関する条例制定議案に対する意見について

令和2年3月定例会議会に提出された下記の条例制定議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、教育委員会の意見を求めます。

記

1. 議案第117号 枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 1 大学に関すること。
- 2 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 3 私立学校に関すること。
- 4 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 5 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 6 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

（職務権限の特例）

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 1 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
 - 2 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
 - 3 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
 - 4 文化財の保護に関すること。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

教 総 政 第 764 号
令和2年(2020年)3月3日



枚方市議会議長
前田 富枝 様

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉



枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案
に対する意見について (回答)

令和2年(2020年)2月26日付け枚議第911号で依頼のありました意見について、
教育委員会において審議の結果、令和2年3月定例会に提出された枚方市教育に
関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案(議案第117号)に異議はあり
ません。

臨時代理第 25 号

職員の任期更新について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 2 年（2020 年） 3 月 3 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和2年（2020年）3月4日付け職員の人事異動

任期更新（育児休業代替任期付職員）

所 属	職 氏 名
総合教育部 おいしい給食課	技術職員 下岸 蓉子

臨時代理第 26 号

教職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 2 年（2020 年） 3 月 3 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和2年（2020年）3月3日付け教職員の人事異動

退職（任期付職員）

所属	職・氏名
枚方市立桜丘中学校	講師 堀中 康介

臨時代理第 27 号

学校教育法附則第 9 条等の規定による令和 2 年度使用教科用図書の採択について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 6 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

(1) 第3学年用 <第三中学校 第3学年 通常の学級>

種 目	原本教科書 発行者略称	書 名	Pt	発行者名
数 学	東 書	新編 新しい数学 3 (数学 928) 拡大版	26	東京書籍 株式会社

備考 上記1種目の第3学年用の拡大教科用図書を給与するため、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書として採択する。

議案第32号

枚方市ICTを活用した学校教育の考え方の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

議案第33号

枚方市学校整備計画の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

議案第34号

児童の放課後を豊かにする基本計画の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

議案第35号

枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 委員の解嘱

解嘱委員 岡田 敏之 氏

(京都教育大学 教職キャリア高度化センター 教授)

解嘱日 令和2年(2020年)3月31日

解嘱理由 辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱理由 岡田 敏之 氏の辞任に伴い、後任を委嘱するもの

委嘱委員 桶谷 守 氏 (京都教育大学 名誉教授)

委員の任期 令和2年(2020年)4月1日から

令和2年(2020年)9月18日まで

議案第36号

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中

「

4歳児の定員	5歳児の定員
35人	35人

」

を

「

5歳児の定員
35人

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第36号参考資料

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）		
第1条～25条 [略]		第1条～25条 [略]		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
1 [略]		1 [略]		
2 3年保育を実施しない幼稚園		2 3年保育を実施しない幼稚園		
名称	5歳児の定員	名称	4歳児の定員	5歳児の定員
枚方市立蹉跎西幼稚園	35人	枚方市立蹉跎西幼稚園	35人	35人
備考 [略]		備考 [略]		

議案第37号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（令和元年枚方市条例第12号）附則
ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

枚方市条例第 12号

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

枚方市立学校給食共同調理場設置条例（昭和41年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

枚方市立長尾学校給食共同調理場	枚方市長尾北町3丁目3番2号	を
-----------------	----------------	---

」

「

枚方市立長尾学校給食共同調理場	枚方市長尾北町3丁目3番2号	に改める。
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場	枚方市星丘4丁目31番1号	
枚方市立春日学校給食共同調理場	枚方市高田2丁目15番10号	

」

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（枚方市立春日学校給食共同調理場に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第38号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例（令和元年枚方市条例第15号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

議案第39号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第17条中「第4条」を「第5条」に改める。

第19条中「条例第5条第1項各号に掲げる図書館」を「図書館（枚方市立中央図書館を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（個人登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書（様式第1号）を教育長又は<u>条例第6条第1項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（個人への貸出しの停止）</p> <p>第17条 教育長又は指定管理者は、貸出期間を60日以上超過しているにもかかわらず図書館資料の返却を行わない者及び<u>条例第5条</u>又はこの規則第11条第2項の規定による図書館資料に係る損害の賠償を行わない者に対し、当該返却又は賠償が行われるまでの間、図書館資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 <u>図書館（枚方市立中央図書館を除く。）</u>の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（個人登録）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 個人登録を受けようとする者は、貸出申込書（様式第1号）を教育長又は<u>条例第5条第1項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（個人への貸出しの停止）</p> <p>第17条 教育長又は指定管理者は、貸出期間を60日以上超過しているにもかかわらず図書館資料の返却を行わない者及び<u>条例第4条</u>又はこの規則第11条第2項の規定による図書館資料に係る損害の賠償を行わない者に対し、当該返却又は賠償が行われるまでの間、図書館資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 <u>条例第5条第1項各号に掲げる図書館</u>の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

第2条第2項	教育長は、特に必要があると認めるときは	指定管理者は、教育長の承認を得て
第5条、第7条第3号、第8条及び第15条	教育長	指定管理者
別表第1	午前9時30分から午後7時まで	午前9時から午後9時まで
	午前9時30分から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日（毎月の第3木曜日）	(1) 毎月の第4月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
別表第1備考1	日曜日、土曜日	日曜日
	午前9時30分	午前9時
別表第1備考2	館内整理日	毎月の第4月曜日

議案第40号

枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立香里ヶ丘図書館の多目的室（以下「多目的室」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による教育委員会の許可（第12条を除き、以下「許可」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(許可を行う日等)

第2条 許可は、枚方市立香里ヶ丘図書館の休館日以外の日における開館時間について行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特別の理由があると認めるときは、許可を行う日又は時間を臨時に変更することができる。
- 3 許可に係る使用区分は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。次号において同じ。）以外の使用

- イ 午前 午前9時から正午まで
- ロ 午後A 午後0時15分から午後3時まで
- ハ 午後B 午後3時15分から午後6時まで
- ニ 夜間 午後6時15分から午後9時まで

(2) 日曜日及び休日の使用

- イ 午前 午前9時から午前11時30分まで
- ロ 午後A 午前11時45分から午後2時15分まで
- ハ 午後B 午後2時30分から午後5時まで

(定員)

第3条 許可に係る定員は、次のとおりとする。ただし、多目的室の管理運営上支障がない場合で、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 多目的室1 48人
- (2) 多目的室2 96人（分割して使用する場合にあっては、48人）

(許可の申請)

第4条 許可を受けようとするものは、香里ヶ丘図書館多目的室使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用して、許可の申請を行うことができる。

(申請の時期等)

第5条 前条の規定による許可の申請は、次項第1号に定めるものに限り、使用日の属する月の前々月の1日から10日までの間において行うことができる。この場合における許可を受けるもの

の決定は、当該期間内に当該許可の申請を行ったものによる抽選（当該許可の申請を行ったものが1の使用区分に複数いない場合にあつては、当該許可の申請を行ったものとする。）によるものとする。

2 前項後段の規定による許可の決定が行われなかった使用区分に係る許可の申請は、次の各号に掲げる申請しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める日（その日が枚方市立香里ヶ丘図書館の休館日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。

(1) 次号に掲げるもの以外のもの（本市、本市教育委員会その他本市の機関を除く。） 使用日の6週前の日

(2) 個人又は主に市民以外の者で構成する団体 使用日当日

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合における許可の申請の時期については、別に定めるところによる。

（使用者ID番号の付与）

第6条 教育長は、インターネットを利用して、許可の申請を行おうとするものに対し、使用者ID番号を付与することができる。この場合において、使用者ID番号の付与を受けようとするものは、あらかじめ、香里ヶ丘図書館多目的室使用者ID番号付与申込書（別記様式）を提出するものとする。

2 教育長は、前項の申込書が提出された場合において適当であると認めたときは、当該申込みを行ったものに対し、香里ヶ丘図書館多目的室使用者ID番号証を交付する。

3 使用者ID番号の有効期間は、前項の番号証の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 使用者ID番号の付与を受けているものは、第1項の申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、教育長にその旨を申し出なければならない。

（許可の基準）

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

(1) 公用又は公共用に供するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 多目的室を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。

(5) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。

(6) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（教育長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(8) 管理運営上支障があると認めるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が不相当と認めるとき。

（許可書の交付）

第8条 教育長は、第4条の規定による申請があつた場合において、適当と認めたときは、当該申

請を行ったものに対し、香里ヶ丘図書館多目的室使用許可書を交付する。

(使用の中止等)

第9条 前条の規定により許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、多目的室の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、香里ヶ丘図書館多目的室使用中止届出書を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者のうち、第6条の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用して、多目的室の使用の中止の届出を行うことができる。

3 使用者は、次の各号に掲げる事項について、使用日の6日前から使用の開始までの間において、1回に限り、香里ヶ丘図書館多目的室使用変更許可申請書を教育長に提出して、変更の申請をすることができる。

- (1) 使用施設
- (2) 使用区分
- (3) 使用目的
- (4) 使用人数

4 前項の規定による申請は、使用料を納付した後でなければすることができない。

5 教育長は、第3項の規定による申請があった場合において、相当と認めるときは、当該申請を行ったものに対し、香里ヶ丘図書館多目的室使用変更許可書を交付する。

(許可の取消し等)

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は多目的室の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。
- (3) 使用者が条例、条例に基づく規則又は許可に係る条件に違反したとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 災害その他緊急やむを得ない理由により、教育長が特に必要があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、多目的室の使用権を譲渡し、又は多目的室を許可を得た目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(多目的室の変更等の禁止)

第12条 使用者は、多目的室に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用者等の遵守事項等)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 多目的室の使用の開始時又は終了時に、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 第8条及び第9条第5項の許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。
- (3) 許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに多目的室を原状に復さなければならない。第10条の規定により許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(申請書等の記載事項)

第15条 この規則に定める申請書等の記載事項については、公の施設の使用許可申請書等の記載事項の標準を定める規則（平成25年枚方市教育委員会規則第5号）の例による。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、許可に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第6条及び別記様式の規定は、同年5月11日から施行する。

別記様式（第6条関係）

香里ヶ丘図書館多目的室使用者ID番号付与申込書

年 月 日

(宛先)

枚方市教育委員会教育長

申込者 氏 名 _____

電 話 _____

次のとおり使用者ID番号付与を申し込みます。

フリガナ					構成人数	人
団 体 名					(市内 人)	
代 表 者	住 所	(〒 —)				
	フリガナ					電 話
	氏 名					
代表者以外の連絡先	フリガナ					電 話
	氏 名					
	フリガナ					電 話
	氏 名					
暗 証 番 号					←数字4桁を記入	
電子メールアドレス						
活 動 内 容	(主な活動場所： 定例活動日：)					
会 費 等	入 会 費	無 ・ 有 (円)				
	会 費	無 ・ 有 (1人当たり 円/)				
	会費の主用途					
講 師 謝 礼 等	講 師	無 ・ 有 (講師名)				
	謝 礼 金 額	1回 円 (月額 円)				
属 性	<input type="checkbox"/> 義務教育の終了までの子どもの成長の支援のための活動に使用する団体					
	<input type="checkbox"/> 主に18歳以下の者で構成される団体					
	<input type="checkbox"/> 主に障害者（児）で構成される団体 ⇒障害者手帳等の交付を受けている人数 ()人					
	<input type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会 <input type="checkbox"/> 自主防災組織					
一 般 閲 覧 台 帳 記 載					不可 ・ 可 (条件)	

議案第41号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第22号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

(1) 補助執行させる事務 (変更前)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	産業文化部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校園及び学校給食共同調理場に属する施設を除く。）に関する事務	都市整備部又は市駅周辺等活性化推進部に属する職員
市立幼稚園の入園及び退園に関する事務	子ども青少年部に属する職員

(2) 補助執行させる事務 (変更後)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	産業文化部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校及び学校給食共同調理場に属する施設を除く。）に関する事務	都市整備部又は市駅周辺等活性化推進部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	副市長及び総務部又は子ども青少年部に属する職員

2. 施行時期

令和2年(2020年)4月1日

議案第42号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること及び教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第23号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)3月18日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

(1) 教育委員会に対する委任をとりやめる事務

市史の編さんに関する事務

(2) 補助執行をとりやめる事務

枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）別表第1に掲げる
野球場の管理に関する事務

2. 施行時期

令和2年(2020年)4月1日

政 革 第 8 5 号
令和 2 年 (2020 年) 3 月 17 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉 様

枚方市長 伏 見



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく
事務の委任及び補助執行に関する協議について（協議）

標記の件について、下記のとおり協議します。

記

1. 協議内容

(1) 教育委員会に対する委任をとりやめる事務
市史の編さんに関する事務

(2) 補助執行をとりやめる事務

枚方市都市公園条例（昭和 49 年枚方市条例第 22 号）別表第 1 に掲げる野球場の
管理に関する事務

2. 施行時期

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。